

よくあるご質問

Q 1. 会社を定年退職後再雇用される予定です。任意継続保険の申請は必要ですか？

A 1. 再雇用される場合は任意継続保険ではなく、会社からの申請により被保険者として資格取得することになりますので、任意継続の申請は不要です。
(働く時間や日数などが、健康保険加入要件を満たさない場合はご申請いただけます)

Q 2. 介護保険料を市区町村と東京ガス健保の両方から請求されました。二重支払いでしょうか？

A 2. 二重支払いではありません。
介護保険料は 65 歳を迎えると、全ての方が市区町村へ納めることとなります。
一方で、東京ガス健康保険組合に 40 歳以上 65 歳未満の方がいる場合は、被保険者・被扶養者に関わらず、東京ガス健康保険組合から介護保険料を徴収します(対象の方が複数いる場合も健康保険料と同じように 1 人分の徴収となります)

Q 3. 国民健康保険と任意継続保険の保険料はどちらが安いですか？

A 3. 国民健康保険の保険料は前年度の収入、加入者数や年齢などによって異なります。
お住まいの市区町村の国民健康保険担当へお問い合わせ下さい。

Q 4. 6 月 1 5 日に退職し、任意継続の取得手続きを行いました。任意継続保険料を 6 月から請求されました。最後の給与からも健康保険料が引かれているのですが、保険料を二重でとられていませんか？

A 4. 二重ではありません。
在職中の健康保険料徴収は翌月となっているため、最後の給与からは 5 月分の健康保険料が引かれており、6 月分からは任意継続保険料を納めていただきます。
※健康保険の保険料は月単位で計算されます。日割りで納めていただく事はありません。

Q 5. 6 月 3 0 日に退職し、任意継続加入。7 月 2 0 日就職した場合、保険料はどうなりますか？

A 5. 7 月 1 日任意継続加入、7 月 2 0 日就職により任意継続を喪失となりますが、7 月分保険料は任意継続と新しい就職先の 2 箇所へ支払う事になります。
※「資格を取得した月に喪失する」場合、保険料は返金されませんのでご注意ください

Q 6. 東京ガス健保の任意継続が2年経過し期間満了となった後、特例退職被保険者制度への加入手続きはどうすればいいですか？

A 6. ①既に特例退職被保険者制度への加入要件を満たしている方には、任意継続満了日の1ヶ月前に特例退職被保険者制度への切り替え案内を送付いたします。

②特例退職被保険者制度への加入希望で、加入要件を満たしていない方は、一旦国民健康保険などにご加入いただき、加入要件を満たした時点で加入のお手続きをお願いいたします。

③任意継続満了後、国民健康保険加入をご希望の場合は、満了日の1～2週間前になりましたらご自宅宛てに「資格喪失証明書」を送付いたします。そちらを市区町村の国民健康保険窓口へお持ちいただき国民健康保険等への切り替えをお願いいたします。

Q 7. 住所・氏名に変更がありました。どうすればいいですか？

A 7. 住所変更届・氏名変更届のご提出が必要です。東京ガス健康保険組合までご連絡ください。

Q 8. 在職中に交付された「限度額適用認定証」を持っていますが、任意継続加入後も使用できますか？

A 8. 使用できません。

マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証をお持ちでない方は任意継続加入時に「限度額適用認定証」の再申請を行ってください。

※「特定疾病療養受療証」については再申請が必要です。

Q 9. 退職後、任意継続保険に加入してから人間ドックを受診したいのですがどうすればいいですか？

A 9. 「けんぽ健診のご案内総合ガイドブック」をお送りしますので、必要な方はご連絡ください。

Q 10. 任意継続加入後は無収入ですが、保険料は安くなりますか？

A 10. 任意継続の保険料は、2年間同じ金額です。収入額による見直しはありません。

ただし、介護保険に該当(40歳到達)した場合や不該当(65歳到達)の場合は介護保険料による保険料の変更があります。

Q 11. 家族を扶養から外した場合、保険料は変わりますか？

A 11. ご家族(被扶養者)の増減により保険料が変わることはありません。

ただし、介護保険料の該当者(40歳～64歳)の有無によっては保険料が変わる場合があります。

Q 12. 「任意継続被保険者資格取得申請書」の提出が退職日の翌日から20日を過ぎてしまいましたが、受付けてもらえますか？

A 12. 期限を過ぎてからの受付はできません。

退職の翌日から20日以内に健康保険組合へ到着(必着)するよう提出してください。